

令和5年度 第4回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年7月26日(水) 14:00~14:56	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名		
事務局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 久保 彰裕 書 記 井上 翼 書 記 藤本 沙由里		
傍 聴 者			
議 事 録 署名委員	2番 清水 委員 3番 山田 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 非農地証明の申請について 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様こんにちは。暑い中、お集りくださいますありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和5年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、出席者は委員総数8名で全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様こんにちは。いよいよ夏ということで、今年の夏は特に暑いという話も聞いていますから、どうぞお体に気を付けて作業なり、それから、これから始まります農地利用状況調査もあります。どうぞ、お体に気を付けて一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては2番の清水委員と3番の山田委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山書記、永村書記、久保書記、井上書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明の申請について。

3つ目は、農地利用集積計画についてです。

なお、議案第17号、農地法第4条の申請は申請者の都合により取下げです。以上です。

議 長 日程第4の議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の

規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和5年7月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、広島市南区●●、職業、無職。

譲受人、B、住所、江田島市江田島町●●、職業、無職。

所在地、江田島町●●__丁目__番_外1筆、合計面積は808 m²。

申請理由は贈与で、譲渡人は「相続当時から広島市に住んでおり、土地の耕作・管理は譲受人が行っていた。今後、適正な管理が困難なため無償で譲り渡す。」

譲受人は「引き続き当該地の耕作・管理を行うため、無償で譲り受けて所有権移転を行う。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 現地写真を確認してもらえれば分かるのですが、No.1 自宅の方に一部、土地があります。No.2 は自分の農地の近くにあるのですが、イチジクが植えてあります。職業が無職と書いてありますが、農業をしております。今まで、この方が管理されていたということです。よろしくお願いします。

議長 補足ですが、□□の▲▲部会の部会長している方なので、しっかりされている方です。御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可と認めます。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、C、住所、広島市中区●●、職業、無職。

譲受人、D、住所、江田島市江田島町●●、職業、農業。

所在地、江田島町字○○__番1の1筆、面積は1,958 m²。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外に居住しており適正な管理が困難なため、遊休農地化した当該地を引取って貰える農業者を探していた。今回、譲受人からの申入れがあり有償で譲り渡す。」

譲受人は「広い農地で多種類の農作物を耕作できる農地を探していた。今回、当該地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 農地は江田島町の■■の近くで、以前はビニールハウスが建っていました。それを壊して屋根をして長い間、耕作してなかったので木が生えています。ですが、重機を使えば何とか農地に戻すことができる。Dさんも色んな野菜や果樹も作っていきたいと、意欲もあるので大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

議長 御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号3、譲渡人、E 外4名、住所、神戸市西区●●、職業、無職。
譲受人、有限会社F 代表取締役 G、住所、江田島市沖美町○○、職業、農業法人。

所在地、大柿町●●字○○__番_の1筆、面積は1,523㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人から賃貸借での申入れがあったが、所有者が5人いるため売買での所有権移転を希望した。当該地の売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「農地所有適格法人で、近隣の農地を集積して▲▲栽培する計画があり、当該地も計画地の一部であることから有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 事務局の言われたとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 4、譲渡人、H、住所、大阪府茨木市●●、職業、無職。 譲受人、I、住所、江田島市能美町●●、職業、自営業。 所在地、大柿町●●字○○__番の 1 筆、面積は 539 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「本案件は昨年、空き家付き農地に登録した事案であり、当該地と隣接する宅地建物を併せて売買することで合意が得られたため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「隣接する建物に移住し、当該地を管理していくため有償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	村上委員、お願いします。
村上委員	事務局の説明のとおり、問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 5、譲渡人、亡 J 相続財産管理人 K、住所、東京都港区●●、職業、弁護士。 譲受人、L、住所、呉市音戸町●●、職業、会社役員。 所在地、大柿町●●字○○__番の 1 筆、面積は 503 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「所有者は、平成 30 年に亡くなり相続人が不在の状態だった。当該地を含む宅地建物等の財産を一体で、相続財産管理人が売却を希望しているため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「宅地建物を含む不動産の売却について、譲渡人との間で合意が得られたため、有償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われま。御審議をお願いします。</p>
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	事務局の言われたとおり、特に問題はありません。よろしくお願いします。

議 長	御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号 6、譲渡人、M、住所、大阪市淀川区●●、職業、無職。 譲受人、N、住所、江田島市大柿町●●、職業、自営業。 所在地、大柿町●●字○○_番_の 1 筆、面積は 2,002 m ² 。 申請理由は贈与で、譲渡人は「遠方に居住しており、当該地の適正な管理が困難になったため、親戚である譲受人に無償で譲り渡す。」 譲受人は「将来的に農業を行いたいと考えているため、親戚である譲渡人からの申し出を受け、当該地を無償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	写真を見ていただいたらわかると思いますが、現状は厳しい状況にあります。今まで、こういう状態で長年そのままになっていました。この度、親戚の方に譲られるということで、将来の期待も込めまして問題なく管理してくださることを信じて。よろしくお願いします。
議 長	他に御質問等ございませんか。
田中委員	チェックシートの真ん中の譲渡人と譲受人の関係の部分は親戚ですね。
佐山書記	すみません、丸が少しずれていますが、親戚です。
議 長	13 ページに、きゅうり・じゃがいもを栽培と書いてあるが、どういう意味ですか。
中福委員	将来的にこういうものを作りたいということです。すぐされるかどうかは、分からない。
議 長	将来的の話ですね。今やっているわけではないですね。
中福委員	今は譲り受けたばかりなので、現状のままです。

議 長	他に質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 5 年 7 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号 1、譲渡人、○ 外 1 名、住所、江田島市沖美町●●、職業、無職。 譲受人、P、住所、江田島市沖美町●●、職業、会社員。 所在地、沖美町●●字○○__番の 1 筆、面積は 204 m²。 申請理由は贈与で、譲渡人は「高齢で適正な管理が困難なため、昔から管理を行っている譲受人に無償で譲り渡す。なお当該地の一部を進入路として利用していることから、始末書を添えて申請する。」 譲受人は、「隣接する住居に昔から居住し、当該地の管理も行っていた。豪雨災害で畑が崩壊し、自宅への通路と若干の畑が残ることになった。譲渡人から宅地建物を含む贈与の申入れがあったため、宅地（庭、通路）として譲り受ける。」こちらは農振農用地でしたので、農振除外の申請は済んでおり、始末書が出ているので追認案件になります。以上、御審議をお願いします。</p>
議 長	下河内委員、お願いします。
下河内委員	特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	質問等ございませんか。
議 長	ここは、有償譲渡になっているが、一部の私有通路が無償譲渡なのですか。
佐山書記	無償譲渡です。訂正をお願いします。建物も畑も全部、無償譲渡です。
中福委員	建物があるのですか。
佐山書記	真ん中の写真の奥に写っているのが建物です。
議 長	他に質問はございませんか。

委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 2、貸し人、Q、住所、江田島市江田島町●●、職業、無職。 借り人、R、住所、広島市南区●●、職業、無職。 所在地、江田島町●●__丁目__番__の 1 筆、面積は 223 m²。 申請理由は使用貸借で、貸し人は「借り人からの希望に応じて当該地を分筆し、当該地を宅地として無償で貸し付ける。」 借り人は、「江田島市に帰省するに当たり、妹が所有する畑の一部を分筆して無償で借り受け、新築の住宅を建築する。」 木造平屋建て住宅、1 棟、建築面積、39.75 m²を建築予定。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	この 2 番の案件は、私が説明します。現地に事務局も含め確認したが、上の方に墓があり、若干問題がありますが、移転については、特に問題ないかと思えます。
議長	御質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 3、貸し人、S、住所、江田島市大柿町●●、職業、公務員。 借り人、T、住所、江田島市大柿町●●、職業、飲食業。 所在地、大柿町●●字○○__番__の 1 筆、面積は 489 m²。 申請理由は使用貸借で、貸し人は「息子である借り人からの希望に応じて、申請地を無償で貸し付けるため宅地に転用する。」 借り人は、「新築の住居を建築する計画があるため、親である貸し人が所有する農地を賃借し自宅を建築する。」 木造 2 階建て住宅、1 棟、ガレージ、延床面積、111.46 m²を建築予定です。以上、御審議をお願いします。</p>

議 長	中福委員から説明をお願いします。
中福委員	事務局の言われたとおりです。問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号 4、譲渡人、U、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。 譲受人、V、住所、三原市●●、職業、無職。 所在地、江田島町字〇〇_番_の 1 筆、面積は 1,143 m ² 。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「遊休農地化した農地の有効活用に当たり、譲受人と当該地の売買について合意が得られたため有償で譲り渡す。」 譲受人は「近隣で共同住宅の需要があると聞き、アパート経営を行うため有償で譲り受ける。」 アルミ亜鉛メッキ銅板サイディング建て住宅、2 階建て 2 棟、駐車場 14 台分、8 戸住宅 1 棟、6 戸住宅 1 棟、合計延べ床面積 769.55 m ² を建築予定です。以上、御審議をお願いします。
議 長	村上委員、お願いします。
村上委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	御質問等ございませんか。
議 長	ここは農振地ですか。
佐山書記	農振農用地ではありません。
村上委員	ここは元々、▲▲の□□があったところですか。
議 長	□□があった場所ですか。元々、宅地だったのですね。他に御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 5、譲渡人、W、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。
譲受人、X、住所、江田島市大柿町●●、職業、会社員。
所在地、大柿町●●字○○__番 1__ 外 1 筆、合計面積は 287 m²。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「現在、高齢者施設に入所しており農地として適正な管理が困難になるため、有償で譲り渡す。」
譲受人は、「自宅の建築用地を探していたところ、申請地の売買について譲渡人と合意が得られたため有償で譲り受け宅地に転用する。」
木造平屋建て住宅、1 棟、延べ床面積、97 m²を建築予定です。以上です。御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 事務局の説明されたとおり、問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。次をお願いします。

佐山書記 番号 6、譲渡人、H、住所、大阪府茨木市●●、職業、無職。
譲受人、I、住所、江田島市能美町●●、職業、自営業。
所在地、大柿町●●字○○__番の 1 筆、面積は 37 m²。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「昭和 54 年頃、申請地に居宅、駐車場を建設した。農地法の許可申請を失念していたため、顛末書を添えて申請し、農地と宅地建物を併せて有償で譲り渡す。」
譲受人は、「隣接する宅地建物と農地を併せて所有するため、有償で譲り受ける。」
写真の小さい四角の部分、駐車場 1 台分だけが畑から違反転用していた、追認案件となります。以上です。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願ひします。
議 長	御質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で5条の審議を終わりました、議案第19号の「非農地証明申請について」をお願いします。
佐山書記	議案第19号、非農地証明の申請について。農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年7月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、申請者、Y、住所、広島市中区●●。 所在地、能美町●●字○○__番__、面積、514㎡。 申請理由は「平成28年頃に相続により当該地の所有権を取得したが、その当時より耕作はしておらず既に山林化していた。今回、非農地修正するため申請する。」以上、御審議をお願いします。
議 長	田中委員、お願いします。
田中委員	事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願ひします。
議 長	御質問等ございませんか。
山田委員	一部、電柱がたっているところ辺りは木がないので、農地になるのでは。
佐山書記	見えにくいですが当該地は奥まであり、沼地の様になっています。
議 長	電柱は。
佐山書記	電柱は入っていません。別です。
議 長	他に質問等はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。これで非農地証明の申請は終わりました、議案第20号の「農用地利用集積計画の決定について」をお願いします。
佐山書記	<p>議案第20号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の意見を求める。令和5年7月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、所在地、能美町鹿川字〇〇__番_、面積1,752㎡。 貸し手氏名、a、住所、広島市南区●●、権利の種類、所有権。 借り手氏名、b、住所、広島市安佐南区●●、借り手はすべて同じbさんになります。貸し手のみ違います。 利用権の種類、使用賃借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から10年間。</p> <p>番号2、所在地、能美町鹿川字〇〇__番_、面積1,290㎡。 貸し手氏名、c、住所、広島市佐伯区●●、権利の種類、所有権。 利用権の種類、使用賃借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から10年間。</p> <p>番号3、所在地、能美町鹿川字〇〇__番_、面積1,973㎡。 貸し手氏名、d、住所、江田島市能美町●●、権利の種類、所有権。 利用権の種類、使用賃借権、内容、野菜、始期、公告日の翌日、終期、始期から5年間。 以上、新規案件3件となります。御審議をお願いします。</p>
議長	質問等はありませんか。
田中委員	借り主は何をされている方なのですか。
事務局長	果樹と書いてあるが昨年ぐらいからオリーブを植えられて、何回かオリーブの講習にも広島から戻られて御参加いただいている方です。
佐山書記	農地を確認したが綺麗に管理されていました。
議長	心配なのが3反分の果樹、2反分の野菜、結構広いですよ。それを緑井の方から通って作るのは相当頑張らないとできないのでは。こちらに小屋でも作って寝泊まりしないとできないのではないかな。
久保書記	bさんに電話で確認したところ、住所は●●なのですが、能美町にも家を持

っているので、畑等をするときは、そこから通うのを想定されているようです。農業をするに当たって、bさんお一人ではなく旦那さんと二人で経営していこうと考えていて、二人でも広い農地ではありますが、維持して野菜を作ったりできるのではないかと考えています。

山田委員 果樹を10年作って、10年後に返してくれと言われたら、一番、木が成長して果樹の実が成っていたりして、そんなので果樹が植えることができるのか。

議長 それもあるが貸してないのに、昨年でも植えているのはどうしてなのか。

久保書記 cさんが果樹をされていたのを有効活用するということです。山田委員が言われていた、10年は短いと思いますが、まず、この10年をやっていこうと、お二人で話をされたと聞いています。

議長 御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でこの計画については、決定とさせていただきます。以上で農用地利用集積計画の審議を終わります。日程第5の諸報告に入ります。事務局は、何かありますか。

佐山書記 先月、井上が説明いたしました案件について、今月も農林水産課併任の井上から報告があります。

井上書記 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について説明する。

山田委員 新規就農制事業はこれからも続けるのか。

井上書記 基本構想のところに、継続して担い手のことに関して書かせていただいているが、新規就農の研修はもしかしたら形自体が変わるかもしれない。

一応内部の方でもなにかしらの形で産地の方に新たに担い手の方を体験させていただける様なことを企画振興課と調整させていただいているところで、もしこの要望が順調に通れば今年度の募集で来年になるかもしれない。正直、案の段階で企画振興課と調整をしている段階なので、一応、うちの方から担い手育成はやめると、今後、担い手育成をしませんという思いはありません。仮に企画振興課の案が通らなくても、なにかしらの別の形で担い手の方を輩出できるようにさせていただかないと江田島市の農業の産地維持の活性化が実現でき

ないとおもっているので引き続きさせていただこうかと思います。

議長 国がやるといったので役場はやらなくてはいけないのです。そこは安心して下さい。

山田委員 江田島市の農業は衰退していくばかりですよ。

川尻委員 助成は市が組んでいるのでは。

井上書記 市の補助金自体は担い手の方に出るお金自体は、例えば研修中の生活費は国が県を通して県から直接お金が本人に入る。単市で組んでいるものは研修された方が就農した際にハウスを建てるときとかであれば短資が組まれています。

議長 育成事業の中で、農林の中でも、施設導入する際には助成制度がありますので、それに色々組み合わせれば負担も少なくなるのでは。
また、何かあればよろしくお願いします。

佐山書記 先日、農地利用状況調査の説明会を、江田島町が午前中、午後に能美町で行いました。続いて今週の金曜日に午前中に沖美町、午後から大柿町を行います。
先日、永村と二人で県に研修に行きました。どういった感じになるか、また説明会をさせていただきます。開始時期は、忙しい方もいらっしゃるの各班にお任せ致します。各班で話し合っていて調整していただきたらと思います。開始時間も各班で調整して無理の無いようにしていただきたらと思います。早速、7月31日から山田班は先頭をきってするとおっしゃっていました。川尻さんも能美班に入ってもらっているの川尻班も8月からするといっていました。この2班は早目にすると思います。よろしくお願いします。

議長 今年も調査した時間についてメモをしていただきたいと思います。

佐山書記 事務局が必ず同行しますので、その時に何時間と伝えます。終わった次の日に次の調査場所の集合時間と集合場所を調整して、やっていけたらと思います。
永村が江田島町、井上が能美町、久保が沖美町、私が大柿町を担当して調査に参加します。各自、携帯番号を交換しますので都合が急に悪くなりましたら、連絡していただけたらと思います。

事務局長 毎年暑い時期ですが、よろしくお願いたします。

議長 何もなければ、以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。